

監査基準報告書 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 450</p> <p style="text-align: center;">監査の過程で識別した虚偽表示の評価</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正 2024年9月26日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第17号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 《1. 本報告書の範囲》</p> <p>1. 本報告書は、識別した虚偽表示が監査に与える影響と、未修正の虚偽表示が財務諸表に与える影響を評価する際の実務上の指針を提供するものである。</p> <p>監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」では、監査意見の形成に当たり、財務諸表に全体として重要な虚偽表示がないということについての合理的な保証を得たかどうかを判断するための監査人の責任を述べている。</p> <p>監査基準報告書 700 が要求する財務諸表に対する監査人の意見は、本報告書に従って、未修正の虚偽表示が財務諸表に与える影響について監査人が行った評価に基づいて形成される（監基報 700 第 10 項及び第 11 項参照）。</p> <p>監査基準報告書 320「監査の計画及び実施における重要性」では、財務諸表監査の計画及び実施における重要性の概念の適用に関する実務上の指針を提供している。</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p>	<p>監査基準報告書 450</p> <p style="text-align: center;">監査の過程で識別した虚偽表示の評価</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 <u>最終改正 2022年10月13日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第17号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 《1. 本報告書の範囲》</p> <p>1. 本報告書は、識別した虚偽表示が監査に与える影響と、未修正の虚偽表示が財務諸表に与える影響を評価する際の実務上の指針を提供するものである。</p> <p>監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」では、監査意見の形成に当たり、財務諸表に全体として重要な虚偽表示がないということについての合理的な保証を得たかどうかを判断するための監査人の責任を述べている。</p> <p>監査基準報告書 700 が要求する財務諸表に対する監査人の意見は、本報告書に従って、未修正の虚偽表示が財務諸表に与える影響について監査人が行った評価に基づいて形成される（監基報 700 第 8 項及び第 9 項参照）。</p> <p>監査基準報告書 320「監査の計画及び実施における重要性」では、財務諸表監査の計画及び実施における重要性の概念の適用に関する実務上の指針を提供している。</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p>

新	旧
<p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《4. 虚偽表示に関するコミュニケーション及び修正》 (第7項及び第8項参照) (省 略)</p> <p>A12. 監査基準報告書 700 は、監査人に、財務諸表が全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成され表示されているかどうか評価することを求めている。この評価には経営者が虚偽表示を修正しない理由を把握し、経営者のバイアスの兆候等企業の会計実務の質的側面を検討することが含まれる (監基報 700 第 12 項参照)。</p> <p>《5. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響の評価》 (第9項及び第10項参照) (省 略)</p> <p>A17. 第10項で要求されるように、未修正の虚偽表示が内容的に重要であるかどうかを決定する場合、監査人は金額及び注記事項に関する未修正の虚偽表示を考慮する。そのような虚偽表示は、個別に、又は他の虚偽表示と合わせて重要であると判断される場合がある。例えば、注記事項において識別された虚偽表示について、監査人は以下を考慮することがある。</p> <p>(1) 識別された虚偽表示が単純であったとしても、反復的又は広範囲に発生しており、リスク評価に影響するものであるかどうか。</p> <p>(2) 識別された多くの虚偽表示が同一の事項に関連しており、総合的に判断すると当該事項の財務諸表利用者の理解に影響を与えるかどうか。</p> <p>監査基準報告書 700 の第 13 項(4)は、監査人に、関連しない情報又は注記された事項の適切な理解を曖昧にする情報を含めることにより、財務諸表の全体的な表示が損なわれていないかどうかを検討することを求めており、集計した虚偽表示の検討は、当該第 13 項(4)に従って財務諸表を評価する際にも役立つ。</p> <p>(省 略)</p> <p>《監査役等とのコミュニケーション》 (第11項参照) (省 略)</p> <p>A25. 監査基準報告書 260 「監査役等とのコミュニケーション」は、監査人が要請した経営者確認書の草案について監査役等にコミュニケーションを行うことを監査人に対して要求している (監基報 260 第 16 項(4)参照)。監査人は、虚偽表示の金額と内容、及び翌年度以降の財務諸表に見込まれる影響を考慮し、虚偽表示を修正しない理由と当該虚偽表示の示す意味について、監査役等と協議することがある。</p> <p>(省 略)</p> <p>《Ⅳ 適用》 (省 略)</p>	<p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《4. 虚偽表示に関するコミュニケーション及び修正》 (第7項及び第8項参照) (省 略)</p> <p>A12. 監査基準報告書 700 は、監査人に、財務諸表が全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成され表示されているかどうか評価することを求めている。この評価には経営者が虚偽表示を修正しない理由を把握し、経営者のバイアスの兆候等企業の会計実務の質的側面を検討することが含まれる (監基報 700 第 10 項参照)。</p> <p>《5. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響の評価》 (第9項及び第10項参照) (省 略)</p> <p>A17. 第10項で要求されるように、未修正の虚偽表示が内容的に重要であるかどうかを決定する場合、監査人は金額及び注記事項に関する未修正の虚偽表示を考慮する。そのような虚偽表示は、個別に、又は他の虚偽表示と合わせて重要であると判断される場合がある。例えば、注記事項において識別された虚偽表示について、監査人は以下を考慮することがある。</p> <p>(1) 識別された虚偽表示が単純であったとしても、反復的又は広範囲に発生しており、リスク評価に影響するものであるかどうか。</p> <p>(2) 識別された多くの虚偽表示が同一の事項に関連しており、総合的に判断すると当該事項の財務諸表利用者の理解に影響を与えるかどうか。</p> <p>監査基準報告書 700 の第 11 項(4)は、監査人に、関連しない情報又は注記された事項の適切な理解を曖昧にする情報を含めることにより、財務諸表の全体的な表示が損なわれていないかどうかを検討することを求めており、集計した虚偽表示の検討は、当該第 11 項(4)に従って財務諸表を評価する際にも役立つ。</p> <p>(省 略)</p> <p>《監査役等とのコミュニケーション》 (第11項参照) (省 略)</p> <p>A25. 監査基準報告書 260 「監査役等とのコミュニケーション」は、監査人が要請した経営者確認書の草案について監査役等にコミュニケーションを行うことを監査人に対して要求している (監基報 260 第 14 項(4)参照)。監査人は、虚偽表示の金額と内容、及び翌年度以降の財務諸表に見込まれる影響を考慮し、虚偽表示を修正しない理由と当該虚偽表示の示す意味について、監査役等と協議することがある。</p> <p>(省 略)</p> <p>《Ⅳ 適用》 (省 略)</p>

新	旧
<p style="text-align: right;">以 上</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） • 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024年9月26日改正） － 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正） 	<p style="text-align: right;">以 上</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）

以 上